

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行う必要があるため。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第４３８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項及び第３項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に改める。

第２条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２２条第２項及び第３項中「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第３９０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１７０」を「１００分の１６５」に改める。

第４条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１６７．５」に改める。

（市長等の給与に関する条例の一部改正）

第５条 市長等の給与に関する条例（昭和３１年条例第３８９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１００分の１７０」を「１００分の１６５」に改める。

第６条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１６７．５」に改める。

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 7 条 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(平成 31 年伊丹市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当に係る特例)

- 4 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当について第 1 5 条第 1 項及び第 2 5 条第 1 項の規定により給与条例第 2 2 条第 2 項を準用する場合においては、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 3 0」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。